

# 平成31年度(令和元年) 東京都立城南特別支援学校 いじめ防止基本方針

平成31年4月1日  
校長 決定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、「どこでも」「誰にでも起こりうる」ということ、また、児童・生徒だけでなく大人を含めた社会全体に関わる問題であるという認識に立って取り組む。
- (2) 教職員は教育活動全般に渡って、自分の良さとともに相手の良さをもとに、互いを尊重することの大切さに取り組む。
- (3) 各家庭内においても児童・生徒とのコミュニケーションを大切にすること、学校と各家庭が日頃から連携しあって、成長を見守っていく。
- (4) 地域、関係機関は本校の児童・生徒のサポーターとして、児童・生徒を見守れるよう、外部有識者等とも連携を図りながら、地域の中で豊かに過ごせるようにする。

## 2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念に則り、本校に在籍する児童・生徒の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童・生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ・体罰防止委員会

#### ア 設置の目的

「どこでも」「誰にでも起こりうる」問題であるという認識に基づき、児童・生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめや体罰が行われなくなるようにするために、学校全体で組織的に未然防止及び早期発見に取り組み、もし問題が発生したと考えられる場合は、適切かつ迅速に対処することを目的とする。

#### イ 所掌事項

- 防止に向けての情報収集・企画・立案
- 児童・生徒の状況把握
- 事実を把握した際の対応
- 関係機関との連絡会等への出席・情報交換等

#### ウ 会議

原則として、各学期に1回・年間3回開催する。

ただし、問題が発生した際は、直ちに校長は校内委員を招集し、臨時で会を開く。

#### エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各学部主任他、校長の判断により他の教職員、担当者、養護教諭、外部有識者等を参加させることができる。

#### 4 段階に応じた具体的な取組

##### (1) 未然防止のための取組

- ア 学校内にいじめ対策委員会を設置する。→学校いじめ防止基本方針を決定する。
- イ 道徳教育や特別活動の授業で「いじめがなぜいけないか」の授業を実施する。
- ウ 児童会や生徒会等で、いじめにかかわる言葉の暴力撲滅等のキャンペーンを実施する。
- エ 学校評価時に児童・生徒からアンケートを取り、聞き取りを行い、いじめの実態等、現状を把握する。
- オ いじめに関する研修会を年2回実施する。

##### (2) 早期発見のための取組

- ア いじめを許さない学校づくりを進める。
  - ・ いじめることが相手をどれだけ傷付け、苦しめているかに気付かせる。
  - ・ どうしていじめが起きるかを考える。
  - ・ いじめ発見のチェックシートを活用する。
- イ 子供が発する小さなサインを見逃すことのないように、日頃から丁寧に児童・生徒理解を深め、いじめを見逃さない。
- ウ 児童・生徒に年1回「生活意識調査」を実施し、個人面談等を実施する。  
必要に応じて、保健室や外部有識者等を活用する。
- エ 校内を巡回し、児童生徒の行動等を観察する。
- オ 学校便りや保護者会、学校公開等を活用し、保護者や地域に連携協力を求める。

##### (3) 早期対応のための取組

- ア 正確な情報の把握  
児童・生徒からの情報 教員からの情報 保護者からの情報の整理  
被害者、加害者の関係等いじめの現状の把握
- イ 学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化  
情報の共有化、被害の子供の支援、加害の子供への指導、周囲の子供へのケアについて、教職員の役割分担を明確にする。
- ウ 被害の子供への安全確保とケアの具体的な方策の検討  
子供へのケアについて、心理的ストレスなどを軽減するために、専門家を活用する。  
家庭と連携し、いじめ解決に向けた具体的な方策の検討と提示
- エ 加害の子供への組織的・継続的な観察と指導  
いじめ再発防止のため、組織・継続的観察し、指導を徹底する。  
専門家と連携し、子供の心のケアだけでなく保護者のケアをする。
- オ 周囲の子供たちへのケアといじめ防止に向けての取り組みの徹底。  
いじめを伝えた子供の安全確保の徹底。  
いじめ防止カードを活用した、いじめの早期発見や学級活動などの様々な機会を通して子供たち働きかける。

#### (4) 重大事態への対処

##### ア 被害の子供の保護に関する具体的方策

早期の所管教育委員会への報告と情報の共有化を図り、外部有識者等の専門家を導入し、子供に対する相談、助言を受ける。また、指導主事の派遣による学校の支援をする。

##### イ 外部有識者等と連携を図り、具体的な活用計画をたてる。

被害の子供のケアだけでなく、周囲の子供たちへの心のケアを継続的にする。

##### ウ 加害の子供への具体的な働きかけをし、心のケアをする。

専門家の指導助言をもらいながら心のケアをする。

ケースによっては、警察や児童相談所と連携して対応策を協議する。

##### エ 保護者との連携

いじめ対策に関する保護者会の開催等で、積極的に情報を提供し保護者と協力関係を構築していく。PTA役員の中に保護者相談担当を設置し、必要に応じて支援の協力依頼をする。

##### オ 地域との連携

居住地の地域や学校（副籍校等）と連携して、様々な大人から見守られていることが実感できるようにしていく。登下校時の見守りや一声挨拶運動をしていく。

#### 5 教職員研修計画

(1) いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」（東京都教育委員会）の研修会を年2回実施する。【DVD「ストップ！いじめ あなたは大丈夫？」等・演習・いじめ発見のチェックシート（人権教育プログラム）】

(2) 「いじめに関する校内研修ツール」（国立教育政策研究所 生活指導研究センター）を用いた研修を実施する。【自己点検シート・点検内容の解説・小グループでの話し合い・全体会（小グループでの話し合いの共有）・アンケート】

#### 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求める。

(2) また、いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者の信頼を確保することが重要である。

(3) 学校便りやPTAの活動で、いじめ防止やいじめの早期発見を呼びかける。

(4) 保護者が集まる機会（運営委員会や保護者会等）を活用し、「STOP！いじめ あなたは大丈夫？」保護者編を視聴する機会をつくる。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 児童・生徒は地域の活動に参加する機会が多いので、学校連絡協議会や地域の各施設や児童館などと連携し、情報を共有する。
- (2) 地域理解に努め、学校側から地域行事等に積極的に参加、協力していく。
- (3) 保護者、地域、スクールバス関係者に問題が生じた場合に、学校に連絡してもらい体制を日頃から十分に行っていく。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校経営計画の中に「いじめ防止」に関する目標を設ける。
- (2) 学校評価の中に「いじめ」に関する項目を設け、結果を分析したり対策を講じたりして、来年度のいじめ防止基本方針の改善に繋げる。
- (3) 学校評価を通して、「日頃から、児童・生徒同士のかかわりを大切にし、児童・生徒に成功体験を積ませ、学校での教育活動を充実させること」について一層の推進を図る。